

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

2025年9月1日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社

2025年9月1日

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
代表取締役 黒木 哲史

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社松尾薬局（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で締結した2025年7月15日付合併契約書に基づき、2025年9月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。よって、ここに本合併に関する事後開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併の効力発生日

2025年9月1日をもって本合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2025年7月15日付けの官報により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対し個別の催告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 15 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 9 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記予定日

2025 年 9 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

2025年7月15日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社

株式会社松尾薬局

2025年7月15日

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
代表取締役 黒木 哲史

佐賀県伊万里市立花町2749番地4
株式会社松尾薬局
代表取締役 松尾 桂助

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社松尾薬局（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で2025年7月15日付合併契約書を締結し、2025年9月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を福岡財務支局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社（以下「甲」という。）と株式会社松尾薬局（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社である甲と吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所は次に掲げるとおりとするものとする。

（甲） 吸収合併存続会社

商号：HYUGA PRIMARY CARE 株式会社

住所：福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号

（乙） 吸収合併消滅会社

商号：株式会社松尾薬局

住所：佐賀県伊万里市立花町2749番地4

第3条（権利義務全部の承継）

甲は、別紙「承継権利義務明細表」に記載したもののほか、効力発生日において乙の事業に従事する従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第4条（合併対価の交付及び割当）

乙は、甲が発行済株式総数100,000株の全株式を所有する完全子会社に該当するため、一切の対価を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本吸収合併により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日は、2025年9月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第7条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法に基づく株主総会

の決議による承認を得ることなく本吸収合併を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について会社法に基づく株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収合併を行うものとする。

第 8 条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、かつ自らが保有する一切の財産の管理、運営をなすものとし、かつその財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙において協議し、甲の合意を得た上でこれを実行するものとする。

第 9 条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、本吸収合併の効力発生日の前日までに、甲若しくは乙の適法な機関決定による承認が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第 11 条（解散費用）

乙が吸収合併消滅会社として解散手続を採るために必要な費用は、全て甲の負担とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2025年7月15日

甲： 福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
代表取締役 黒木 哲史



乙： 佐賀県伊万里市立花町2749番地4
株式会社松尾薬局
代表取締役 松尾 桂助



(別紙)

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

① 乙の事業に属する、商品、仮払金、未収入金、前払費用等の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

乙の事業に属する、建物、建物附属設備、工具・器具・備品、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産等の有形固定資産

② 無形固定資産

乙の事業に属する、ソフトウェア、リース資産等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

乙の事業に属する、敷金等の投資その他の資産

2. 承継の対象となる債務

(1) 流動負債

乙の事業に属する、未払費用、預り金、その他の流動負債等の流動負債

(2) 固定負債

乙の事業に属する、長期預り敷金、その他の固定負債等の固定負債

3. 承継の対象となる契約及び権利義務（雇用契約を除く）

乙が当事者となっている乙の事業に属する契約及びこれらに付随する権利義務

4. 雇用契約

乙の従業員であって、乙の事業に主として従事する者にかかる労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

乙の従業員の退職金制度に係る勤続年数については、乙における勤続年数を甲においても通算し、その他の事項については甲及び乙が協議し決定する。

5. 許認可等

乙の事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲が事業を営むために必要なものであって、法令上承継可能なもの

6. 承継対象となる権利義務の変更

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、乙の事業を甲に承継するために必要となった場合及び承継対象事業の承継によって甲又は乙のいずれかに想定外の出捐その他業務運営上の支障を生じることが判明した場合には、必要に応じて甲及び乙は協議し合意の上、本別紙「承継権利義務明細表」の内容を変更することができる。

以上

決 算 報 告 書

(第 76 期)

自 令和 5年10月 1日

至 令和 6年 9月30日

(株)松尾薬局

貸借対照表

令和 6年 9月30日 現在

(株)松尾薬局

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	64,486,584	【流動負債】	38,064,404
現金及び預金	12,347,193	買掛金	34,719,793
売掛金	40,102,332	未払金	2,915,311
商品	11,884,434	未払法人税等	429,300
前払費用	152,625	負債の部合計	38,064,404
【固定資産】	59,078,420	純 資 産 の 部	
【有形固定資産】	31,197,686	【株主資本】	85,500,600
建物	15,919,871	資本金	10,000,000
建物附属設備	1,530,867	利益剰余金	75,500,600
構築物	157,127	利益準備金	3,000,000
車両運搬具	2,524,478	その他利益剰余金	72,500,600
工具器具備品	1,465,342	別途積立金	21,000,000
土地	9,600,000	繰越利益剰余金	51,500,600
店舗改装設備	1		
【無形固定資産】	74,984		
電話加入権	74,984		
【投資その他の資産】	27,805,750	純資産の部合計	85,500,600
出資金	10,000		
長期前払費用	27,270		
保険積立金	27,768,480		
資産の部合計	123,565,004	負債及び純資産合計	123,565,004

損 益 計 算 書

自 令和 5年10月 1日
至 令和 6年 9月30日

(株)松尾薬局

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	312,490,932	
売 上 高 合 計		312,490,932
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	11,125,978	
当 期 商 品 仕 入 高	238,269,219	
合 計	249,395,197	
期 末 商 品 棚 卸 高	11,884,434	
売 上 原 価		237,510,763
売 上 総 利 益 金 額		74,980,169
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		74,112,638
営 業 利 益 金 額		867,531
【営業外収益】		
受 取 利 息	855	
雑 収 入	4,384	
営 業 外 収 益 合 計		5,239
【営業外費用】		
雑 損 失	4,908	
営 業 外 費 用 合 計		4,908
経 常 利 益 金 額		867,862
【特別利益】		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,040,000	
特 別 利 益 合 計		1,040,000
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,907,862
法 人 税 等		429,300
当 期 純 利 益 金 額		1,478,562

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 5年10月 1日
至 令和 6年 9月30日

(株)松尾薬局

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	25,100,000
給 料 手 当	16,275,516
賞 与	4,378,650
退 職 金	200,000
法 定 福 利 費	6,130,294
福 利 厚 生 費	762,597
荷 造 運 賃	1,060
広 告 宣 伝 費	297,800
接 待 交 際 費	5,000
旅 費 交 通 費	378,665
通 信 費	580,371
消 耗 品 費	4,394,563
事 務 用 消 耗 品 費	420,581
修 繕 費	822,205
水 道 光 熱 費	717,444
新 聞 図 書 費	50,420
諸 会 費	430,326
支 払 手 数 料	359,674
地 代 家 賃	420,000
賃 借 料	3,304,316
保 險 料	1,521,642
租 税 公 課	231,530
支 払 報 酬 料	638,000
寄 付 金	30,000
減 価 償 却 費	3,298,256
雑 費	2,971,994
燃 料 費	391,734
販売費及び一般管理費合計	74,112,638

株主資本等変動計算書

自 令和 5年10月 1日
至 令和 6年 9月30日

(株)松尾薬局

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高				10,000,000
	当期末残高				10,000,000
利 益 剰 余 金					
利 益 準 備 金	当期首残高				3,000,000
	当期末残高				3,000,000
そ の 他 利 益 剰 余 金					
別 途 積 立 金	当期首残高				21,000,000
	当期末残高				21,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高				50,022,038
	当期変動額	当期純利益金額			1,478,562
	当期末残高				51,500,600
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高				74,022,038
	当期変動額				1,478,562
	当期末残高				75,500,600
株 主 資 本 合 計	当期首残高				84,022,038
	当期変動額				1,478,562
	当期末残高				85,500,600
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高				84,022,038
	当期変動額				1,478,562
	当期末残高				85,500,600

個別注記表

株式会社 松尾薬局

令和 6年11月30日

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 58,196,797 円

株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 855 円 00 銭

1株当たり当期純利益 14 円 78 銭